

世羅町 防犯対策用品

購入費補助金



自宅の防犯対策はお済みですか…？

近年、特殊詐欺や侵入窃盗などの犯罪が多様化・巧妙化しており、住民の安全・安心な暮らしを脅かす要因となっています。

町では防犯対策用物品（防犯カメラ、インターフォンなど）の購入費用に補助し、安心安全な生活環境作づくりに寄与します。

ご利用は
1世帯につき
1回限り

補助は購入
費用の1/2で
上限1万円

世羅町在住者
申請日に町内に
住所を有する者



申請期限
令和8年3月31日

お問合せ・申請先

世羅町総務課 生活安全係

〒722-1192 世羅郡世羅町大字西上原123番地1

電話 0847-22-1111

窓口対応時間 8時30分から17時15分（土日祝日、年末年始を除く。）

裏面もご確認ください。

要件（いずれも）

- 世羅町内に住民票登録されている方を含む世帯（一世帯一回のみ）
- 防犯対策用物品を現に居住している町内の住居（敷地内）に設置
- 町内の店舗で購入した新品（工事費・配送料等は除く。）
- 年度ごとの事業のため、申請年度内に購入した物品が対象

補助対象の防犯対策用品一覧

インターフォン（来訪者の顔が屋内で確認できる。）、センサーライト、防犯カメラ（ダミー含む。）、見守りカメラ（屋内撮影用）、防犯ガラス、防犯ガラスフィルム、防犯対策効果のある錠、補助錠、人感チャイム、人感センサー、防犯アラーム（ドアや窓に異常があった際、音や警告灯で異常を知らせるものを含む。）、その他町長が防犯対策上有用と認める物。

申請までの流れ

1. 自宅に設置する防犯対策物品を町内の店舗で購入
（品番など分かるカタログやレシートが申請に必要です。）



2. 防犯対策用物品を町内の住居等に設置
（設置した写真が申請に必要です。）



3. 本人確認ができる書類
（運転免許証やマイナンバーカードなどで申請時に確認します。）



4. 関係書類を揃えて、総務課へ申請書を提出
（総務課に備え付けの申請書にご記入ください。）

注意 留意事項

- ・ 購入物品に必要なSDカードや乾電池は、原則、補助対象としません。
- ・ 年度予算がなくなり次第、補助事業は終了します。